

# 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本委員会は、当社の放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所（以下、事業所）における、虐待の未然防止・虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等や身体拘束の適正化のための対策を検討し、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供することを目的とする。

### (基本指針)

第2条 事業所における、虐待の未然防止策を整備することとする。  
事業所における、身体拘束等の適正化のための対策を整備することとする。

### (適用範囲)

第3条 当社内すべてに適用するものとする。

### (行動規範)

第4条 法令及び就業規則、運営規定を遵守し、業務を遂行するよう努めること。  
虐待事案において、未然防止を常とし、事案発見時には、速やかに管理者に報告するとともに、発見した虐待の制止に努めること。虐待事案発生時には、検証と再発防止策の検討等を行うこと、またその結果について、従業員に周知すること。  
身体拘束事案において、その必要性が認められる場合、**2名以上の職員**にて、緊急やむをえないことを共有した上で対応すること。また、速やかに管理者に報告すること。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由その他必要な事項を記録すること。

### (業務規程)

第5条 虐待事案、身体拘束事案への対応要領、手順、細部事項等については、別紙に規定する。

### (用語の定義)

第6条 本規程における用語の定義は、次の各号に定める。

- 1 ヒヤリハット  
事案には至らなかったが、事案に直結してもおかしくない一歩手前の状況のことをいう。
- 2 アクシデント  
療育中・送迎中における事案等のことをいう。
- 3 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会  
総合的かつ主体的に対策をまとめる本社を責任部署とする。
- 4 委員長  
虐待防止及び身体拘束等適正化委員長をいう。

## 第2章 虐待防止及び身体拘束等適正化体制

### (虐待防止体制)

- 第7条
- 1 虐待防止及び身体拘束等適正化実行の最高責任者は、取締役とする。
  - 2 虐待防止及び身体拘束等適正化を適切に行うために、最高責任者の下に虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を設置する。
  - 3 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会は、虐待・身体拘束等の事案窓口とする。
  - 4 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会は、虐待・身体拘束等に係わる検討や対策を策定し、実施する。

### (虐待防止委員会の構成)

- 第8条 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の構成は、以下のとおりとする。
- 1 委員長 : 運営本部
  - 2 委員 : 事業所管理者
  - 3 本社 : なし
  - 4 監査員 : なし

### (虐待防止委員会の役割)

- 第9条 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会は、以下の役割を担う。
- (1) 虐待防止・身体拘束等に関わる、指針・施策・計画の策定
  - (2) 年1回以上の虐待関係の従業員への研修実施
  - (3) 虐待の未然防止
  - (4) 虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
  - (5) 年1回以上の身体拘束関係の従業員への研修実施
  - (6) 身体拘束等の適正化のための対策を検討
  - (7) 虐待・身体拘束等の事案発生時は、臨時虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を開催し、事案の解決に向けた適切な対応を検討し、会社としての対応を審議し、決定事項を実施、その記録をする。

### (虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催)

- 第10条 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会は、通常は年1回開催するものとする。  
但し、事案発生時等、必要がある場合は、臨時開催をする。  
開催決定は、最高責任者もしくは委員長とする。

### 付則

- ・令和5年3月1日より施工する。
- ・令和6年4月1日より施工する。